

第 2 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 5 年 2 月 1 7 日(金) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 3 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 4 号
石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について
 - (3) 議案第 5 号
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について
 - (4) 議案第 6 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定について

出席委員

農業委員 8名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
5番	大串	政一	6番	緑川	一男	7番	緑川	喜友
8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重			

農地利用最適化推進委員 11名

12番	郷	義郎	13番	円谷	和司	14番	近内	壽夫
15番	矢内	常男	16番	渡邊	義雄	17番	味原	孝一
18番	南條	博	19番	添田	勉	20番	小池	力
21番	福田	正三	22番	斎藤	英幸			

欠席委員 4番 金沢 和則 11番 根本 浩一

事務局

事務局長

荒木 成輔

事務局次長兼農地管理係長

吉田 慶司

書記

会田 勇輝

- ・議 長 本日の出席は19名です。定足数に達しておりますので、只今より第2回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、1番 佐川修一委員 2番 根本常和委員を指名いたします。

(1) 議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 議事に入ります。議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました味原孝一委員に報告を求めます。

- ・味原孝一委員 農地法第3条第1項番号1許可申請に対する現地調査の報告をいたします。

調査は、令和5年2月9日、午前10時より譲受人 ○○○○さん、農業委員の遠藤武重さんと味原孝一の3人で現地確認を実施しました。譲渡人の○○○○さん、代理人の○○○○さんは、都合により欠席でした

場所は県道石川矢吹線の王子平の信号から○○方面に2kmほど行った所の○○○○の裏手にある字○○○○番○○○○㎡の田です。

譲受人の申請理由については、譲受人の○○○○さんは、譲渡人の○○○さんの現地の田を○○○○さんの所有の田の隣接地にあることから平成○○年頃から耕作放棄地となっていたところを作付けし現在に至りました。○○○○さんより、売ってもいいとのことで、売買の運びとなりました。

以上、調査した結果、現在同様に田として利用することからこの案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第3号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。
-

(2) 議案第4号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第4号 石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1を調査されました小池力委員に報告を求めます。
- ・小池力委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1に係る現地確認の結果を報告いたします。

令和5年2月9日、午前9時30分より、農業競争力強化農地整備事業のため〇〇地区ほ場整備事業推進委員会会長の〇〇〇〇さん、農業委員の遠藤武重さん、最適化推進委員の味原孝一さん、小池力と、荒木事務局長、さん、吉田係長の5人で〇〇〇〇の現地調査をしました。

場所は県道石川白河線を王子平の信号を〇〇方面へ直進し、200m行き、石川町字〇〇〇〇番から字〇〇〇〇番の田〇〇〇〇筆〇〇〇〇㎡です。

農振農用地区域編入の目的としては、農業競争力強化農地整備事業(〇〇〇〇地区ほ場整備事業)を行うことから〇〇〇〇が所有する石川町字〇〇〇〇番から字〇〇〇〇番の〇〇〇〇筆、〇〇〇〇㎡の農振農用地域編入を申請するものです。

以上、調査した結果この案件は、基盤整備事業によることからこの案件は問題ありませんので皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第4号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。
- ・議 長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2を調査されました仲

田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号2に係る現地確認の結果を報告いたします。

令和5年2月9日、午前11時から現地で〇〇〇〇地区ほ場整備事業推進委員会代表兼最適化推進委員の〇〇〇〇さん、副代表の〇〇〇〇さん、農業委員会荒木事務局長、吉田事務局次長、最適化推進委員の齋藤英幸と農業委員の仲田昌勝で現地調査しました。

申請地は、中谷地区の大字〇〇〇〇、大字〇〇〇〇、大字〇〇〇〇の土地で、表示は字〇〇〇〇番地、他〇〇〇〇筆、田が地積〇〇〇〇㎡、字〇〇〇〇番、他〇〇〇〇筆、畑〇〇〇〇㎡で合計〇〇〇〇筆、〇〇〇〇㎡の土地です。

土地の所有者は、田が〇〇〇〇他〇〇〇〇名、畑が〇〇〇〇他〇〇〇〇名です。

申請理由は、農業競争力強化農地整備事業を進めるために農振農用地に編入する必要があり、今回の申請となりました。本事業計画は農地を整備することにより水田の長寿命化を目的とするものであり、編入することについて、すべての土地所有者及び耕作者より同意を得ております。

以上、調査した結果、この案件は問題ないと思われまますので、皆様方のご審議の程よろしくお願ひします。

- ・議長 只今報告のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第4号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号2に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

- ・議長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号3を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

- ・大串政一委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号3に係る現地確認の結果を報告いたします。

令和5年2月9日、午前11時30分から石川町農業委員会事務局、荒木局長、吉田次長、原谷行政書士、最適化推進委員渡邊義雄さん、福田正三さんと農業委員の大串政一の6人で現地確認をしました。

申請地は、飯野三春石川線を石川町より〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇地内にある〇〇〇〇を右折し、町道〇〇〇〇号線を1.5km進んだ山間部の傾斜地であります。

申請人は、石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんで、申請地は、地目、畑、地積〇〇〇〇㎡です。

土地所有者である申請人の父が、自宅より少し離れた土地を平成〇〇年くらいまで牧草地として利用していましたが、和牛の飼育をやめたことで利用しなくなってしまいました。その際農地の有効利用を考え、農地として利用できる人を探しましたが、周りを山林に囲まれた傾斜地であることから、利用できる人は見つかりませんでした。山林に囲まれていたことと、農地法に不知であったこともあり、平成〇〇年に植林をしたとのことであります。

その後令和〇〇年に申請人の父が亡くなり、申請人がその土地を相続するにあたって農地法に基づいた正規の手続きをしたく、今回の申請に至りました。

敷地内は山林のため、土砂の流失等はありません。また、山林、道路に隣接している土地のため浸食及び農地の分断の恐れはなく日照等に支障はありません。特別支障をきたすような土地もなく、顛末書も添付されていることから問題ないものと思われれます。

以上、調査した結果問題ないと思われれますので、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

・議 長 只今説明のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号3について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第4号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号3に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

・議 長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号4を調査されました味原孝一員に報告を求めます。

・味原孝一委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号4に係る現地確認の結果を報告いたします。

令和5年2月9日、午前9時から、代理人の〇〇〇〇さんと、農業委員

の遠藤武重さん、最適化推進委員の小池力さん、味原孝一、事務局長の荒木さん、吉田係長とで、字〇〇〇〇番の現地調査をしました。

土地所有者の〇〇〇〇さんと事業計画者の〇〇〇〇さんは欠席でした。

場所は、石川町役場から〇〇〇〇へ行き丁字路を右折して200m行った所を直進し、更に100m行った所の右側に畑、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇m²があります。現在は休耕地となっています。

変更の目的と選定理由の必要性については、事業計画者は、現在実家にて両親と生活しております。家族も増え現在の住居では手狭となったため、新たに住宅を建築したいと考えており、今回用地として必要になりました。また、実家の近くの数件の土地を検討した結果、条件に合う土地が無いことから農地ではありますが、実家の隣にある字〇〇〇〇番の畑に建築することで、未就学児の子供の面倒をみてもらうことが可能となるため今回の申請に至りました。

申請地の隣接状況については、申請地は、道路と住宅に囲まれていて一段と低い土地になっています。周辺には農地はありませんので日照被害等の支障もありません。また、水道は町水道より給水します。汚水は、合併浄化槽により処理し、道路側溝へ排水します。雨水は道路側溝へ排水します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんのでご審議の程よろしくお願いいたします。

・議長 只今説明のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号4について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第4号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号4に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

・議長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号5を調査されました緑川一男委員に報告を求めます。

・緑川一男委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号5に係る現地確認の結果を報告します。

当案件は令和4年9月7日に現地確認を実施していますので、現地調査は省略させていただきました。

当該地は字〇〇〇〇の信号機から県道石川浅川線の〇〇〇〇のT字路から〇〇〇〇方面へ約1km位行った大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番、田〇〇〇〇m²の内、〇〇〇〇m²です。

申請人は、住所、石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。

申請理由については、〇〇〇〇無線基地局設置による農地転用許可申請が承認された為、今回農振除外となりました。

農振除外しても雨水日照権等で問題が発生するとは思われません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので審議の程よろしくお願いいたします。

・議長 只今説明のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号4について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第4号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号5に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

・議長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号6を調査されました緑川喜友委員に報告を求めます。

・緑川喜友委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号6に係る現地確認の調査結果を報告します。

調査は令和5年2月9日、午前10時より現地にて行いました。

立ち合いは、関係会社の〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇氏、役場より荒木事務局長、吉田事務局次長、最適化推進委員矢内常男氏と農業委員緑川喜友の5人で行いました。

当該地は県道、赤坂西野石川線の〇〇〇〇バス停を左折し北へ20m行ったところで、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地の一部、地目は畑、面積〇〇〇〇m²の内、〇〇〇〇m²です。

事業計画者は〇〇〇〇氏、地権者は〇〇〇〇氏です。

選定理由は、石川町大字〇〇〇〇地区における携帯電話サービスエリア拡大の為、エリアの取れる範囲を探索し、農振地域外を優先に用地選定を行いましたが、地権者の同意を得られず、農用地区において用地選定を行った結果、近隣農地に対する影響がほとんどない場所で地権者の同意を得

られたため工事を進めることとなりました。

基地局内に、取水施設、汚水排水施設は設置せず、雨水は自然地下浸透となりますので、近隣農地に対する影響はありません。

以上調査した結果、なんの問題もないと思われまますので審議の程よろしくお願いいします

・議 長 只今説明のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号6について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第4号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号6に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

・議 長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号7を調査されました緑川喜友委員に報告を求めます。

・緑川喜友委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号7に係る現地確認の結果を報告いたします。

調査は令和5年2月9日、午前10時30より現地にて行いました。

立ち合いは、〇〇〇〇氏、役場より荒木事務局長、吉田事務局次長、最適化推進委員矢内常男氏と農業委員緑川喜友の5人で行いました。

当該地は県道、赤坂西野石川線の大字〇〇〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇〇バス停を左折し東へ500m行き再度左折し400m行ったところにあります。地目は畑、面積〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇〇㎡です。

事業計画者は〇〇〇〇氏、地権者は〇〇〇〇氏です。

選定理由は、石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇における携帯電話サービス拡大の為、エリアの〇〇〇〇地区における携帯電話サービスエリア拡大の為、エリアの取れる範囲を探索し、農振地域外を優先に用地選定を行いましたが、地権者の同意を得られず、農用地区において用地選定を行った結果、近隣農地に対する影響がほとんどない場所で地権者の同意を得られたため工事を進めることとなりました。

基地局内に、取水施設、汚水排水施設は設置せず、雨水は自然地下浸透となりますので、近隣農地に対する影響はありません。

以上調査した結果、なんの問題もないと思われまますので、皆様方のご審議の程よろしくお願いいいたします。

- ・議 長 只今説明のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号7について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第4号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号7に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

(3) 議案第5号

農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第5号 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (朗読説明)

- ・議 長 審議の入る前に、議案第5号 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について番号1について、6番 緑川一男委員は、申請者ですので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、退席を求めます。

《 緑川委員退席 》

- ・議 長 只今説明のあった農用地利用集積計画について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定については承認するものと決定いたします。

緑川委員の入室を認めます。

(4) 議案第6号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

・ 事務局長 議長、事務局長。

・ 議長 事務局長。

・ 事務局長 (朗読説明)

・ 議長 只今説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・ 議長 異議のないものと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見については、承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年2月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 1番 _____

2番 _____